

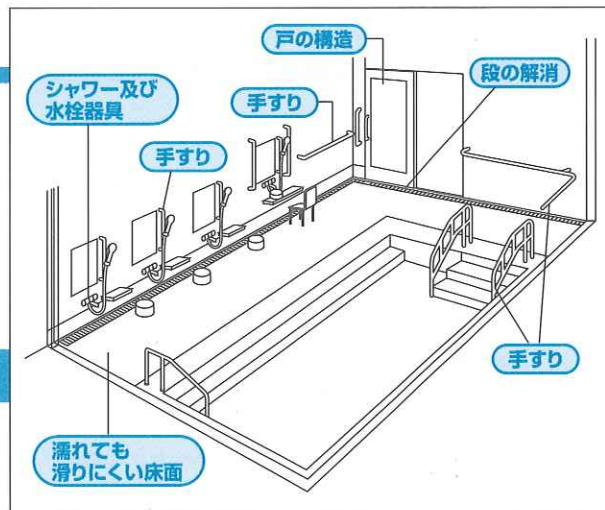
1 建築物

(17) 浴室

設計のポイント

浴室を設置する場合は、高齢者、障害者等が支障なく利用できるよう配慮が必要です。

- 浴室に至る経路は、高齢者、障害者等の利用に配慮し、有効幅員の確保・ドアの構造・段を設けない・床の表面を滑りにくくすることなどの配慮が必要です。
- 洗面器は、車いす利用者のひざや足先が入るスペースや、位置及び角度に配慮した鏡が必要です。
- 視覚障害者への配慮から、案内板等に浴室の位置及び男女の別を点字表示することが望まれます。



整備基準

【適用施設／建築物】

●整備基準

多数の者が利用する浴室を設ける場合においては、次に定める構造の浴室を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。ただし、客室内に設けられるものについては、この限りでない。

- ア 洗い場及び脱衣室の出入口の幅は、内法を**80cm以上^①**とすること。
- イ 洗い場及び脱衣室の出入口は、車いす使用者が通過する際に支障となる**段^②**を設けないこと。
- ウ 洗い場及び脱衣室の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が**円滑に開閉して通過できる構造^③**とすること。
- エ 浴槽、洗い場及び脱衣室には、手すりを適切な位置に配置すること。
- オ 床の表面は、**濡れても滑りにくい仕上げ^④**とすること。
- カ 洗い場及び脱衣室の**水栓器具^⑤**は、レバー式その他操作が容易な方式のものを適当な位置に1以上設けること。

●基準の解説

- ① 車いすが通過できる最低の寸法です。
- ② 高低差2cm以下でゆるやかなすりつけを行った段以外のものです。[P.48参照]
- ③ 引き戸や引き分戸です。重い引戸及び開戸、開閉のためのスペースが充分でない開戸等は該当しません。
- ④ P.163(床(路面)仕上げの目安)参照
- ⑤ P.102、106参照

【参考】

浴室・シャワー室の手すりについて

車いす使用者が浴槽に入る場合、シャワーいす等から浴槽の縁の乗り移り台に腰をかけ、身体の向きを変えて片足ずつ浴槽に入り、浴槽の縁や横の手すり^①で支えながら身体を沈めます。このため、乗り移りの際の立ち座り用の縦手すりや浴槽へ入る際に使用する横手すりが必要で、

浴室やシャワー室の洗い場では、手すりにつかまって立ち上がった姿勢で身体を洗うことがあるため、鏡の両側に縦手すりを設置した場所を設けることが望まれます。

また、手すりを伝って浴槽や洗い場まで移動する人のために、出入口からの経路には横手すりを設置することが望まれます。

●整備例

● 条例による整備基準

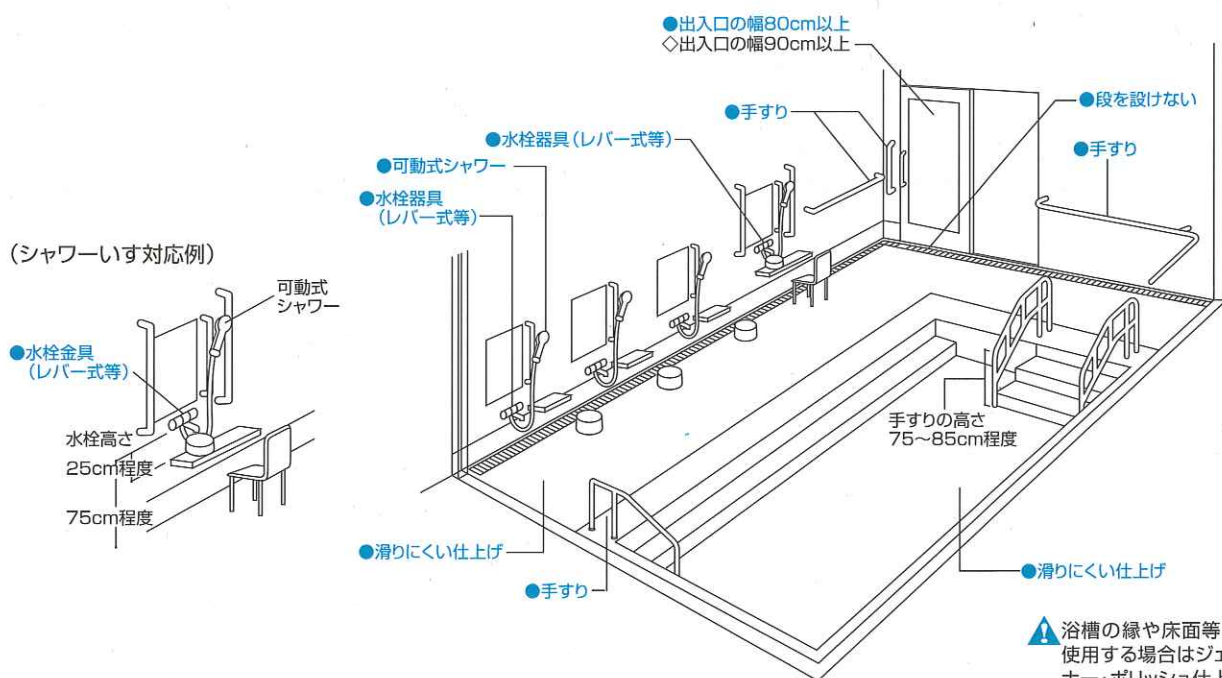
◇ ハートビル法による誘導的基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

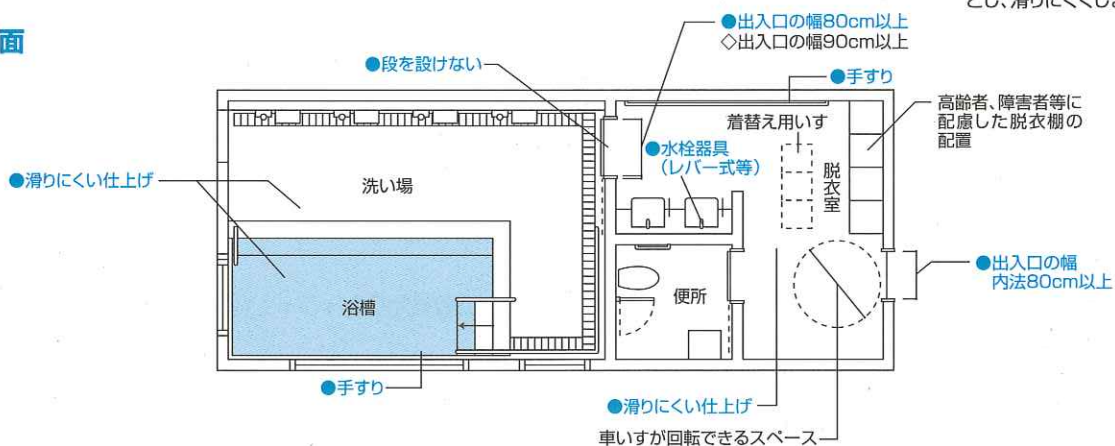
▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク

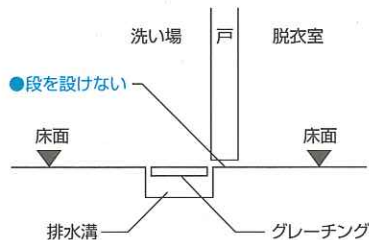
共同浴室



浴室の平面



出入口の段差解消



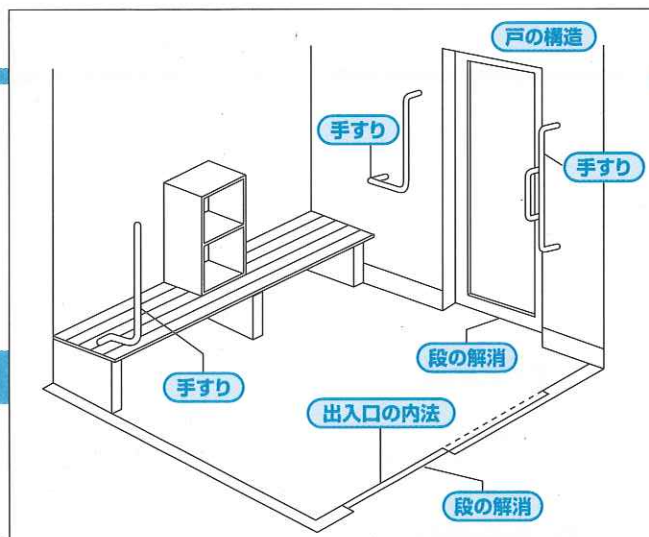
1 建築物

(18) 更衣室等

設計のポイント

更衣室を設置する場合は、高齢者、障害者等が支障なく利用できるよう配慮が必要です。

- 更衣室に至る経路は、高齢者、障害者等の利用に配慮し、有効幅員の確保・ドアの構造・段を設けない・床の表面を滑りにくくすることなどの配慮が必要です。
- 視覚障害者への配慮から、案内板等に更衣室の位置及び男女の別を点字表示することが望まれます。



整備基準

【適用施設／建築物】

●整備基準

多数の者が利用する更衣室等（更衣室又はシャワー室をいう。以下この表において同じ。）を設ける場合においては、次に定める構造の更衣室等を1以上設けること。ただし、客室内に設けられるものについては、この限りでない。

- ア 出入口の幅は、**内法80cm^①**以上とすること
- イ 床には、車いす使用者が利用する際に支障となる**段^②**を設けないこと。
- ウ 出入口の戸は、車いす使用者が**円滑に開閉して通過できる構造^③**とすること。
- エ 床の表面は、**濡れても滑りにくい仕上げ^④**とすること。
- オ 手すりを適切な位置に配置すること。
- カ シャワー等の水栓器具は、操作が容易な方式のものを設けること。

●基準の解説

- ① 車いすが通過できる最低の寸法です。
- ② 高低差2cm以下でゆるやかなすりつけを行った段以外のものです。[P.48参照]
- ③ 引き戸や引き分戸です。重い引戸及び開戸、開閉のためのスペースが充分でない開戸等は該当しません。
- ④ P.163〔床（路面）仕上げの目安〕参照

【参考】

更衣室の手すりについて

更衣室では、車いすから一度脱衣用のベンチに乗り移り、脱衣後に浴室用のシャワーいす等に移り換えるため、立ち座りに使う縦手すりと脱衣時の座位を保持する横手すりがが必要です。

また、手すりを伝って浴室に移動する人のために、脱衣用のベンチから浴室の入口まで横手すりを設置することが望まれます。

●整備例

● 条例による整備基準

◇ ハートビル法による誘導的基準

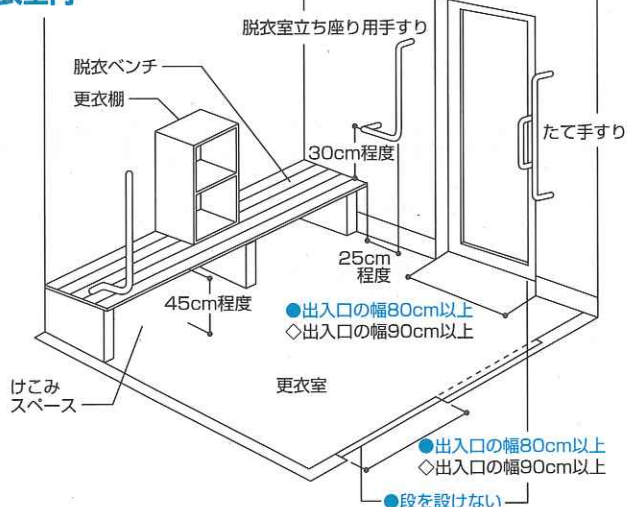
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク

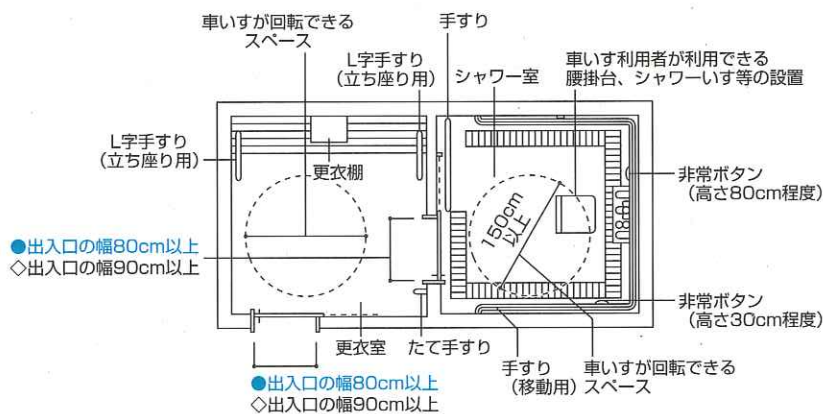
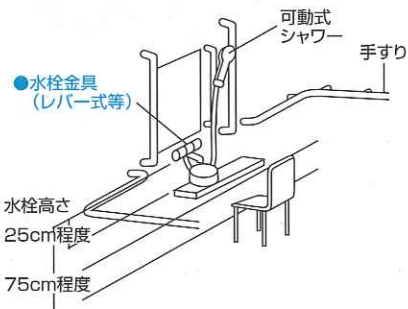
更衣室・シャワー室

更衣室内



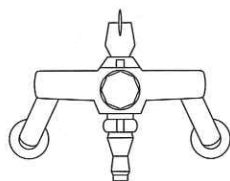
シャワー室内

(シャワーいす対応例)

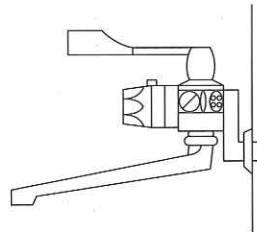
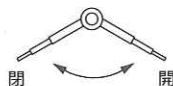


▲ 脱衣ベンチや腰掛台等は、車いすからの移乗しやすい高さ(45cm程度)の配慮が必要です。

容易に操作できる水栓器具



レバーハンドル平面図



▲ レバーが長過ぎるとわずかな力で大きく動くので細かい調節が難しくなります。